

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	発議 第2号	飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第4	議案 第9号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第10号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第11号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第12号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第13号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第14号	飛騨市私債権管理条例について
第10	議案 第15号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第16号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第17号	財産の無償貸付について(飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業)
第13	議案 第18号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)の変更について
第14	議案 第19号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第15	議案 第20号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第21号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第17	議案 第22号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第23号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第24号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第20	議案 第25号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第26号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第27号	飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について
第23	議案 第28号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第29号	飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第30号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第31号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第32号	字区域の変更について(古川町谷Ⅰ地区)
第28	議案 第33号	字区域の変更について(宮川町三川原Ⅰ地区)
第29	議案 第34号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第30	議案 第35号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第31	議案 第36号	財産の交換について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年3月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第32	議案 第37号	負担付き寄附の受納について
第33	議案 第38号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第34	議案 第39号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第35	議案 第46号	令和7年度飛騨市一般会計予算
第36	議案 第47号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第37	議案 第48号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第38	議案 第49号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算
第39	議案 第50号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第40	議案 第51号	令和7年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第41	議案 第52号	令和7年度飛騨市給食費特別会計予算
第42	議案 第53号	令和7年度飛騨市水道事業会計予算
第43	議案 第54号	令和7年度飛騨市下水道事業会計予算
第44	議案 第55号	令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第45		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)
第46		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)
第47		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○出席議員（13名）

1 番	佐 中	藤 田	克 利	成 昭
2 番	小 笠	原 上	美 雅	子 廣
3 番	水 上	吹 端	豊 浩	孝 要
4 番	森 井	端 田	史 清	二 朗
6 番	澤 住	川 村	文 勝	美 博
7 番	前 野	山 原	恵 邦	憲 子
8 番	籠 高			子 子
9 番				
10 番				
11 番				
12 番				
13 番				
14 番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 藤	竹 井	淳 弘	也 史
副市長	下 谷	出 尻	尚 孝	弘 之
教育長	森 野	田 村	雄 賢	郎 一
総務部長	畑 野	上 村	あ 久	一 さ
企画部長	森 横	山 庭	英 裕	づ 徳
市民福祉部長	大 渡	邊 田	久 康	樹 和
商工観光部長	堀 佐	藤 畑	丈 直	幸 智
農林部長	上		浩	郎 樹
基盤整備部長				司
環境水道部長				
教育委員会事務局長				
会計管理者				
消防長				
病院事務局長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 川	田 端	浩 嘉	和 恵
書記				

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により10番、住田議員、11番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 発議第2号 飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、発議第2号、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

住田議会運営委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔議会運営委員長 住田清美 登壇〕

●議会運営委員長（住田清美）

それでは、発議第2号、飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

飛騨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

詳しくは4ページの要旨のほうでご説明をさせていただきます。提案理由といたしましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正であります。

条例の概要といたしまして、改正の趣旨でございますが、デジタル社会形成基本法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みが設けられたことによって条項ずれが生じたため、引用箇所を訂正するものであります。改正の内容は記載のとおりでございます。

市民への影響は、特にございません。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上で、発議の説明を終わらせていただきます。

〔議会運営委員長 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第3 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
から

日程第25 議案第30号 飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第3、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第25、議案第30号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてまでの23案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら23案件は総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔総務常任委員長 森要 登壇〕

●総務常任委員長（森要）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第8号から議案第30号までの23案件につきまして、審査の概要並びに結果についてご報告いたします。

去る3月10日、午前10時より協議会室、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第8号について申し上げます。本案は、刑法等の一部を改正する法律により「懲

役」及び「禁錮」が廃止され「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第9号及び議案第10号について申し上げます。議案第9号は、人事院勧告に基づく給料の最低水準の引き上げ、扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大、通勤手当の引き上げ及び再任用職員への手当支給の拡大に伴う所要の改正を行うものであります。次に、議案第10号は、人事院勧告に基づく特定任期付職員への勤勉手当の支給開始に伴い、特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当の支給月数を調整するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「扶養手当の見直しで配偶者扶養手当が令和8年度にはなくなるが、介護などで働けない事情もあることから、市独自の考え方はないのか。」との質疑があり、「人手不足であり、103万円の壁もあって働く人を増やしたいことが目的であり、市独自の扶養手当の見直しは考えていない。」との答弁がありました。

次に、議案第11号について申し上げます。本案は、育児休業、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、時間外勤務の免除となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「時間外勤務の免除の実態はあるのか。また、申請は毎回か、あるいは年度なのか。」との質疑があり、「実際に申請している職員がおり、最初の申請で勤務日数を区切って申請している。」との答弁がありました。

次に、議案第12号について申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い条項ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第13号について申し上げます。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、宿泊料を定額から上限を設けた実費支給とする方法に改め、支給上限は国の規定を準用するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「岐阜県の宿泊料が愛知県の宿泊料よりも高い理由は。」との質疑があり、「高山市や下呂市など観光地のインバウンド事業が影響している。」との答弁がありました。

次に、議案第14号について申し上げます。本案は、私債権の管理について一層の適正化を図り、円滑な行財政運営を目的とするため、条例の制定を行うものであります。

質疑は連合審査会により行いました。その内容についてご報告いたします。「条例制定によりどのように変わるのか。」との質疑があり、「不納欠損金を計上するまでのプロセスを条例化し、議会の議決を得なくても処理できることを明確にした。」との答弁がありました。また、「条例制定後、どのくらいの不納欠損額が増えるのか。」との質疑があり、「約900万円、300数十件が不納欠損金となる見込みである。」との答弁がありました。

次に、議案第15号について申し上げます。本案は、飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の紙すき体験料金及び年末休館日の見直しを行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「直営になるが、管理や紙すき体験の受付は河合振興事務所なのか。」との質疑があり、「これまでどおり河合振興事務所で行い、紙すき体験の受付

窓口も河合振興事務所である。」との答弁がありました。

次に、議案第16号について申し上げます。本案は、宮川保育園を宮川小学校校舎内に移転することに伴い、位置の変更を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「新年度の入園者数及び今後の見通しは。」との質疑があり、「5名が入園予定であり、令和10年度くらいまでは園児がいることを見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、議案第17号について申し上げます。本案は、古川町下気多地内の福祉施設整備先行取得地を活用するため、民間投資による障害者就労支援施設整備を行い、障害者の就労支援の充実と活性化を図ることを目的に、古川町のサン・ドリーム株式会社に1年間、当該用地を無償貸し付けするものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「当該用地は整地した上で借り受けるのか。また、有償である場合の金額は。」との質疑があり、「平成17年に工事は終了している。金額は年間で約47万円となる。」との答弁がありました。

次に、議案第18号及び議案第19号について申し上げます。本案は、組織の統廃合に伴い、古川町・河合町・宮川町のデイサービスセンター、河合町・宮川町の保健センターの指定管理期間を令和7年3月までの3年間に變更し、新たに宮川・河合デイサービスセンター、河合町保健センターについて、令和7年4月から5年間、社会福祉法人吉城福祉会を指定管理者として指定するものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第20号について申し上げます。本案は、介護保険に係る独自事業を一般会計の財源で実施してきましたが、安定した財源の確保による持続可能な事業とするため、介護保険特別会計で実施できるよう、所要の改正を行うものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第21号から議案第23号について申し上げます。議案第21号は、修学資金の返還に係る要件等を明記するため、所要の改正を行うものであります。次に、議案第22号は、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の改正に伴い、養成資金の返還期限の起算日及び方法を明記することで債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。次に、議案第23号は、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の改正に伴い、就職準備貸付金の返還方法を明記することで債権管理の適正化を図るとともに、看護師等修学資金貸与条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「現在借りている方に遡って条文を適用するのか。」との質疑があり、「改正を遡って適用することができないため、事情を説明し、貸与した金額を寄附してもらう方向で進める。」との答弁がありました。

次に、議案第24号について申し上げます。本案は、高校生年代においても義務教育終了まで「こども」と同じ助成方法である現物給付とするための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「周知はどのようにするのか。」との質疑があり、「高校生へ受給者証を個別に配付するときに合わせて周知していく。」との答弁がありました。

次に、議案第25号について申し上げます。本案は、中間所得層の負担への配慮や物価上昇による影響に配慮し、国民健康保険税において所要の改正が行われることから、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと

に伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「直近の国民健康保険加入者数はいかがか。」との質疑があり、「今年度本算定の数値で2,897世帯、4,188名である。」との答弁がありました。

次に、議案第26号について申し上げます。本案は、教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料を岐阜県の負担額と同額とするための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「特別会計への影響は。」との質疑があり、「今年度は1件当たり7,000円で、3件分、2万1,000円の運用で、年間6件、4万2,000円から7件、4万9,000円を見込んでいます。」との答弁がありました。

次に、議案第27号について申し上げます。本案は、公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的をコミュニティー施設への変更等に伴う所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「施行日が令和7年7月1日となっているが、4月から6月にかけて周知するのか。」との質疑があり、「その期間にコミュニティー施設への変更を周知していく。」との答弁がありました。

次に、議案第28号について申し上げます。本案は、飛騨市スポーツ施設の廃止や利用時間等の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「廃止後の跡地管理はどうするのか。」との質疑があり、「跡地利用について地域利用団体等とも協議したが、普通財産とし、売却についても引き続き検討していく。」との答弁がありました。

次に、議案第29号について申し上げます。本案は、飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「河合小学校・宮川小学校運動場の夜間照明について、避難所であることも踏まえて設置を継続する考え方はないのか。」との質疑があり、「維持費用が高額であるため、消防団等で運動場を利用する場合は投光器での代用をお願いしたい。」との答弁がありました。

次に、議案第30号について申し上げます。本案は、公民館施設及び保健センター分館のコミュニティー施設化、スポーツ施設、コミュニティー施設及び夜間照明施設の廃止等に伴い、所要の改正を行うものであります。質疑はございませんでした。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全議案、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第20号について通告がありますので、討論を行います。まず、

反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、議案第20号、令和7年度飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

この条例改正は飛騨市独自のものですが、介護保険法第115条の49に示す保健福祉事業の範囲で可能とされています。そして、それを根拠として市がこれまで一般会計の福祉的事業として実施してきた家族介護応援手当や移動販売事業者の運営費補助、特別養護老人ホーム施設夜勤者の処遇改善、ケアマネージャー報奨品などの財源を令和7年度からは介護保険特別会計に求めようとする改正です。

2000年4月からスタートした介護保険制度は、これまで2006年と2011年に大きな改変がありました。それはどちらも市町村に独自事業として財政負担を負わす地域支援事業の改変です。介護保険は特別会計ですから、介護サービスを増やせば、その分、被保険者の保険料に跳ね返ってくる立てつけになっています。それは当然市民には痛みにしかありません。

ところで、市は改正の趣旨として「安定した財源の確保による持続可能な事業にするため。」と説明しますが、それはつまり財源がさらに必要になれば保険料を上げればよいということになるのではないのでしょうか。都竹市長は繰り返し「そのようにはしない。」とおっしゃいましたが、いざとなればそのようにできる立てつけをつくってしまう、それが今回の条例改正です。介護保険は高齢者に公的な介護サービスを提供する制度であり、この改正が突破口となって介護のスキームが崩れていくことには賛成できません。以上の理由で反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

それでは議案第20号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今回は飛騨市独自に条例を一部改正するという事で、市町村が条例で定めることによって独自の事業を実施することができるようになるものです。一般会計から今まで支出していたものを介護保険特別会計から出すということになりますが、この内容は、主には買い物弱者対策で移動販売というものもあります。これを行っていくのが主になると思いますが、一般会計は今厳しい状況であり、特別会計に余裕があるということなんです。しかし、反対討論でもありましたが、介護保険料が上がるようなことになれば一般会計の予算から出すということを今議会のいろいろな場面での発言もあります。しっかり記録にも残っております。介護予防という点で、これは介護保険特別会計のほうで使うことができますので、その点を踏まえまして、この条例につきましては賛成するという事で討論させていただきました。

〔11番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより議案第20号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決しました議案第20号を除く議案第8号から議案第30号までの22案件について一括して採決いたします。これら22案件に対する委員長の報告は可決です。これら22案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら22案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第26 議案第31号 飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
から

日程第34 議案第39号 飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

次に、日程第26、議案第31号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例についてから日程第34、議案第39号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例についてまでの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件は産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第31号から議案第39号までの9案件につきまして、審査の概要並びに結果についてご報告いたします。

去る3月10日、11日の午前10時より、協議会と委員会室において審査を行いました。

議案第31号について申し上げます。本案は、下水の水質の検定方法等に関する省令及び下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「市の独自の改正は、「指定工事店の指定を受けたものの有効期限が5年であることから、合わせて申請を行う責任技術者の登録の有効期限を5年で統一する。」の部分なのか。」との質疑があり、「その部分を市独自で改正することになる。」との答弁がありました。

次に、議案第32号及び議案第33号について申し上げます。本案は、地籍調査による古川谷Ⅰ地区及び宮川町三川原Ⅰ地区の字区域の変更を行うものであります。質疑はございませんでした。

次に、議案第34号について申し上げます。本案は、飛騨市私債権管理条例の制定に合わせ、延

滞金に係る規定を削除するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「延滞金の文言が削除されるが、今後はどのようなのか。」との質疑があり、「改正後は民法が適用され、遅延損害金の名目で徴収することになる。」との答弁がありました。

次に、議案第35号及び議案第36号について申し上げます。この2案件については連合審査会での審査を行いましたので、2案件併せて報告いたします。初めに、議案第35号は、飛騨市若宮駐車場と民間により整備された駐車場を交換するため、飛騨市若宮駐車場を廃止し、普通財産にするための改正であります。次に、議案第36号は、飛騨市若宮駐車場の土地と建物を民間により整備された駐車場の土地と建物の交換を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「開発計画の地元住民への説明はいつされたのか。」との質疑があり、「開発者側より令和3年12月23日に古川町第17区、第19区、第21区から第24区の地元区長に対し説明が行われた。」との答弁がありました。また、「土地建物交換契約書（案）の内容が不十分ではないか。」との質疑があり、具体的には、1点目「目的が明確にされていないこと。」、2点目「土地の譲渡等の禁止の中で5年間では短く、10年が適当ではないか。」、3点目「市に対する事前承認が譲渡だけでなく賃貸の場合も含めるべきではないか。」、4点目「駅東開発株式会社との関係を明確にすべきではないか。」との質疑があり、議会として土地建物交換契約書（案）の内容について一部修正を要望しました。これに対し、市では要望した箇所について検討し、3月11日に修正案が提出されましたので、その内容を確認し適切な契約内容であることを確認することができました。

次に、議案第37号について申し上げます。本案は、公益財団法人日本ナショナルトラストが所有してきた飛騨の匠文化館を市に無償で譲渡するに当たり、1点目は目的に沿って施設を活用すること、2点目はこのことを市が履行しない場合は、この契約を解除するという負担付きの寄附の受納であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「受納後の構想はあるのか。」との質疑があり、「今年度でリニューアルの基本設計がまとまるため、次は古川町の町並みが守られてきた意識を学んでいただき、町歩きにつなげていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第38号について申し上げます。本案は、観光施設の追加及び使用料の見直し等に伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「昨年度と比較し、どのくらいの使用料の増額になるのか。」との質疑があり、「指定管理者の判断によるが、1割から2割の使用料の増額と見込んでいる。」との答弁がありました。

次に、議案第39号について申し上げます。本案は、市営住宅への入居の際に必要としていた連帯保証人の見直し及び住宅使用料の性質を公債権から私債権に改めることに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「債権回収が困難な場合に保証法人を利用する検討をされたのか。」との質疑があり、「検討は行ったが入居者負担が増えること、また、県内を調査した結果、利用している自治体がなかったことから、保証法人は利用しないという判断とした。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら9案件については、討論はなく、全議案、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第31号から議案第39号までの9案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。議案第35号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について及び議案第36号、財産の交換についての2案件について、起立によって採決を行います。

それでは、議案第35号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決しました議案第35号及び議案第36号を除く議案第31号から議案第39号までの7案件について一括して採決いたします。これら7案件に対する委員長の報告は可決です。これら7案件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら7案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第35 議案第46号 令和7年度飛騨市一般会計予算
から

日程第44 議案第55号 令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（澤史朗）

日程第35、議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算から日程第44、議案第55号、令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの10案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら10案件は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書の

とおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、議案第46号及び議案第49号の2案件について討論の通告がありますので討論を行います。初めに、議案第46号について討論を行い、続いて採決をいたします。まず、反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算に反対をし、理由を述べます。

令和7年度の一般会計予算は、過去最高額の197億円余となりました。物価高騰は市民生活はもちろん飛騨市の行政にもかなりの影響が及ぶことでしょうが、予算の主な歳入を見れば、市税は前年度に比べ約6,000万円の増、地方譲与税は1,000万円の増、物価高騰に比例して消費税交付金も3,800万円の増、地方交付税は前年度同様65億円が組まれております。国庫支出金は3億6,600万円の増と大きくなっております。人件費の高騰については、市民生活の安定につながるのには確かですし、しいては購買力の拡大につながりマイナス要因だけではないと考えます。令和7年度の予算がどのように市民生活に再配分されるか、また、執行部を挙げてどういう姿勢で市民に向き合うのか、私は慎重に審査をいたしました。

福祉関係の施策では、生きづらさを抱えた方々などへ飛騨市支援ラボ事業の立ち上げ、これは意義ある施策と考えます。また、農林関係の事業は、脱プラスチック肥料の普及、種を蒔くプロジェクト支援事業など、農林業の従事者だけでなく、環境を考え、健康を考える多くの消費者市民にもいい影響を及ぼす施策で、この実践は市民の関心が高まるものと考えております。しかし、予算の編成・配分が多く市民の意に沿うものかどうかはシビアに見なければなりません。

3月議会冒頭の予算説明では、財政は切り詰めたが枝は切り落とすことなく、すっきりとした無駄のない木に仕上げたというのが市長の表明でありました。そのためか、これは本予算で継続させるべきだろうという事業にもふるさと納税という寄附金が多用されています。これは安心して継続できる保障となるのでしょうか。例えば、子育て世代への支援策、子供医療費助成、高齢者のお出かけ支援、飛騨市支援ラボ事業、野生鳥獣被害対策、脱炭素化推進などがふるさと納税で予算化されておりますが、これらは寄附金という施しで済ますレベルのものでは決してなく、しっかり本予算に位置づける施策です。

また、教育費の予算も、新年度はエアコン設置事業があるため少し多めですが、それを抜いたらやはり2桁には届かず、もっと日常の教育環境の整備に力を入れていただきたいと思います。今年もまた酷暑と予想される夏が来ます。子供たちのために、ぜひ体育館へのエアコン設置までスピードを上げて酷暑対策をしていただきたいと思います。切望します。

私がいつも提起している生活支援のための対象基準の引き上げですが、令和7年度は一部子育て世代支援として、対象が住民税非課税世帯から住民税均等割世帯へと見直し改善されております。

す。何よりの前進ですが、この見直しを全世代に拡充していただきたいと要望します。

経済的には市民みんなが苦しい時代です。だからこそ、市当局には予算単年度主義、これを徹底していただき、ため込み主義に陥らずに、市民の命と暮らしを守る予算執行を願って、私の反対討論といたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

私は、議案第46号、令和7年度飛騨市一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

令和7年度予算は、賃金や物価の高騰により様々な経費が増えることに加えて、人材の確保が困難となる中、こうした課題の解決に向けて知恵と工夫を凝らし、「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市」を実現するため、これまでの政策を深化させ、持続可能に変革の要素を加えたテーマで予算編成をされています。

一般会計総額は197億9,000万円と過去最高額となりましたが、先送りのできない市民生活に不可欠な公共施設などの整備として防災行政無線のデジタル化事業に6.8億円、神岡小学校プールの更新に約1.9億円、公共施設のLED化に1億円などが上げられています。

元気の飛騨市づくりでは、飛騨市作業療法まちづくり研究所の開設、移動販売かいもの架け橋事業での半官半民の新たな仕組みの導入、防災士が行政区に介入をする自主防災組織連絡協議会準備会の設立など、力強い体制などが挙げられます。

あんな飛騨市づくりでは、安心・安全な暮らしを持続させるため、県内初の妊産婦の医療費助成の創設、屋根雪下ろし転落防止対策の支援、誰一人取り残さない町をつくるための飛騨市C型就労継続支援サービスの実証、保育園での作業療法の検証など、きめ細やかにされています。

誇りの持てる飛騨市づくりでは、脱炭素を進めるポイント制度の構築、飛騨まんが王国の活性化や医療と連携した健康ウオーキングの推進など地域資源を活用し、地域を担う人材を育む取り組みが行われます。

令和7年度の予算編成において、人口減少や少子化による担い手不足、物価高騰や人件費高騰が常態化し、あらゆるコストが上昇している中、真に必要な部分を残し、事業の本質的な目的に立ち返り、中身を見直し、事業費縮減や職員の負担軽減などによる事業のスリム化がなされました。その結果、合計41件、前年比8,259万円の事業費見直しが実施されましたことは、飛騨市に住んでよかったと思える大きな信用ともなるのではないのでしょうか。よって、私は令和7年度飛騨市一般会計予算に賛成をいたします。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより議案第46号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告書は可決です。本案は、委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第49号について討論を行い、続いて採決をいたします。まず、反対者の発言を許可いたします。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第49号、令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算に反対をし、理由を述べます。

やはり反対の大きな要因は、介護保険特別会計の中に新たに組み込んだ保健福祉事業の内容です。令和7年度は3,838万6,000円が介護財政から支出されようとしています。介護保険特別会計は、令和4年度決算を見ても財源に余裕があるのは確かです。33億円余の予算から不用額を2億7,000万円も出しています。介護給付費準備基金も2億4,000万円積み上がっております。これも人材不足、事業所不足と、その確保のための施策を打ってきた反面、残念な結果であることは重々承知しております。だから市は方向転換をするのでしょうか。しかし、私は新たに介護保険特別会計に入れる保健福祉事業は、これまでどおり一般会計の枠組みの中で執行していただきたいと考えます。だぶついた財源の有効活用なら、それこそ市民の生活が持続可能になるように、人材確保のための介護職員の処遇改善、そして介護保険料の引き下げに回すべきだと考えます。税金の使い方として、ぜひ今後の市の課題としていただきたいと思います。よって、令和7年度の介護保険特別会計予算には反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔10番 住田清美 登壇〕

○10番（住田清美）

私は、議案第49号、令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

介護保険制度は介護保険法に基づく制度で、国民、各地の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう必要な対応を国民の共同連帯の理念で行うため創設されています。介護保険法第4条では、国民の努力義務としての規定があり、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めることとしています。また、同法第5条では、国及び地方公共団体は保険給付サービス、介護予防、地域で自立した日常生活を送るために必要な施策の推進に努めるよう定められています。

今回、市が提案しています保健福祉事業における在宅介護者支援、介護予防に資する事業、保険給付サービスの提供体制を安定させる事業などの各事業は、これら制度の理念に沿ったものであります。特に、移動販売事業に対する支援を介護保険事業の中で行うことについても、高齢者の見守り、買い物困難者の支援などが介護予防につながり、また、持続可能な移動販売の体制づくりにもつながるものと考えております。これらのことで保険料に影響することもなく、介護保険事業の趣旨に沿ったものであることを申し添え、私は令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算に賛成をいたします。

〔10番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより議案第49号について採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告書は可決です。本案は、委員長報告書のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、本案は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、ただいま議決しました議案第49号を除く議案第47号から議案第52号までの5案件について一括して採決いたします。これら5案件に対する委員長報告書は可決です。これら5案件は、委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら5案件は委員長報告書のとおり可決されました。

次に、議案第53号から議案第55号までの3案件について採決いたします。これら3案件に対する委員長報告書は可決です。これら3案件は、委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第45 閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）
から

日程第47 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（澤史朗）

次に、日程第45から日程第47までを会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会、議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。閉会中の継続調査の申し出については、お手元に配付しました申出書のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今議会では22日間にわたりまして一般会計・特別会計の補正予算、条例の制定・改正、令和7年度当初予算など多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につしまし

て可決・承認を賜りました。誠にありがとうございました。

特に、駐車場交換の議案に関しましては、契約書につきまして具体的な文言を含めまして真摯なご議論をいただき、とてもいいものに仕上げることができました。まさしく熟議を尽くすことができたというふうに感謝をいたしております。ありがとうございます。

このほか、本会議並びに各委員会を通じまして議員の皆様方からいただきました数々のご指摘、ご意見につきましては、これまで同様しっかりと受け止めさせていただきまして、また、進捗状況を管理しながら、答弁で申し上げた事項も含めまして、今後の市政運営、予算編成に反映させてまいります。

また、今議会冒頭に澤史朗議長、上ヶ吹豊孝副議長並びに各委員会等委員に就任されました皆様方には、改めてお祝いを申し上げますとともに、引き続き市政発展に向けたより一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

年度末、季節の変わり目となりますが、議員各位にはどうぞご自愛をいただきまして、また、この春を健康で迎えられることをお祈り申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。今議会においては一般質問並びに委員会審査、それぞれにおいて活発な議論が交わされ、充実した22日間であったこと、ここに皆様には感謝を申し上げます。

今年の冬は雪も多く、寒さも厳しく、雪かきに追われる日々が続きましたが、明後日は春分。昼と夜の長さが同じというバランスの取れた日となります。議会では今3月に役員改選、また、4月になりますと執行部は新しい体制になることと思います。両者のバランスがうまく取れるよう議会を進めてまいりたいと考えます。このやってくる春が議会及び執行部、そして市民の皆様にとって心身ともに温かい春になることを願って閉会の御挨拶とさせていただきます。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは本日の会議を閉じ、2月25日から22日間にわたりました令和7年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前10時56分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（10番） 住田 清美

飛騨市議会議員（11番） 前川 文博